

改正

平成29年2月24日教委規則第2号

平成31年1月25日教委規則第1号

令和3年3月31日教委規則第5号

調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市八ヶ岳少年自然の家条例（昭和58年調布市条例第3号。以下「条例」という。）及び調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則（昭和58年調布市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）並びに調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するものを除くほか、調布市八ヶ岳少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の指定管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理業務)

第2条 条例第11条の規定により指定管理者に管理を行わせる業務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 条例第4条ただし書に規定する休業日の変更及び臨時休業日の設定、条例第6条に規定する使用の承認、条例第7条に規定する使用の制限、条例第9条に規定する使用承認の取消しその他少年自然の家の使用に関する業務
- (2) 条例第12条に規定する利用料金の徴収、条例第13条ただし書に規定する利用料金の還付その他少年自然の家の利用料金に関する業務
- (3) 少年自然の家の施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する少年自然の家に関する業務

2 施行規則の規定は、前項に規定する管理業務を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、施行規則第2条第1項中「調布市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項中「委員会」とあるのは「調布市教育委員会（以下「委員会」という。）又は指定管理者」と、第2条第3項、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第10条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式中「調布市教育委員会」とあるのは

「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の額の承認等)

第3条 指定管理者は、条例第12条に規定する宿泊料及び条例別表備考第4に規定する食事料の額について委員会の承認を受けようとするときは、調布市八ヶ岳少年自然の家利用料金承認申請書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、調布市八ヶ岳少年自然の家利用料金承認(不承認)通知書(第2号様式)により、指定管理者に通知するものとする。

3 指定管理者は、特別料理の額を定めようとするときは、委員会に報告するものとする。

(事業報告書の提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、当該年度分の少年自然の家の使用状況その他委員会が指定する事項について報告しなければならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定を取り消されたときにこれを準用する。この場合において、前項中「毎年度終了後」とあるのは、「指定管理者の指定を取り消された日後」と読み替えるものとする。

(指導助言)

第5条 委員会は、指定管理者に対し、少年自然の家の適正な管理を確保するために必要な指導及び助言を行うことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の少年自然の家の管理に係るものについて適用し、第3条の規定による利用料金の額の承認に係る手続は、施行日前においても、同条の定めるところにより行うことができる。

附 則(平成29年2月24日教委規則第2号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成31年1月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日教委規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市教育委員会 へ

団体名
代表者

調布市八ヶ岳少年自然の家利用料金承認申請書

標記の件につきまして、調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則第3条の規定により、
年 月 日からの調布市八ヶ岳少年自然の家の利用料金を下記のとおり定めたいので、申請
します。

記

1 宿泊料

使 用 区 分		宿泊料の額 (1人1泊につき)
条例第5条第1項及び第2項第1号から第3号 までの規定に該当する者	児童生徒	円
	大人	円
条例第5条第2項第4号の規定に該当する者	児童生徒	円
	大人	円

2 食事料

区 分		食事料の額 (1人1食につき)
子ども用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円
大人用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円
移動教室用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円

- この表において、「児童生徒」とは小学校の児童及び中学校の生徒をいい、「大人」とは児童生徒以外の者（学齢前の者を除く。）をいう。
- 学齢前の者が使用するときの宿泊料は、無料とする。ただし、宿泊に伴い寝具を必要とするときは、児童生徒の宿泊料とする。
- 宿泊料は、食事料を含まないものとする。
- 食事料は、委員会の承認を得て指定管理者が定める。

団体名
代表者 様

調布市教育委員会 印

調布市八ヶ岳少年自然の家利用料金承認（不承認）通知書

標記の件につきまして、調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則第3条の規定により、調布市八ヶ岳少年自然の家の利用料金について下記のとおり承認（不承認）としたので通知します。

記

- 1 承認
申請のとおり承認します。
- 2 不承認
次の理由により不承認といたします。
(理由)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。